# ２０２１年度 第３回企業倫理委員会 議事概要

１．日　時　　２０２１年１２月７日（火）　１０：００～１２：００
２．場　所　　中国電力株式会社　本社１号館１２階特別会議室
３．出席者

| | | |
|---|---|---|
| （委員長） | 苅田　知英 | 代表取締役会長 |
| （副委員長） | 馬場　則行 | 弁護士 |
| （副委員長・幹事） | 宮本　伸一 | 執行役員　ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門長 |
| （委　員） | 磯村　定夫 | 中国地域ニュービジネス協議会　参与 |
| | 松浦　秀子 | 日新運輸工業㈱　代表取締役社長 |
| | 落合　和志 | 中国電力労働組合執行委員長 |
| | 清水　希茂 | 代表取締役社長執行役員 |
| （オブザーバー） | 田村　典正 | 取締役監査等委員 |
| （説明者） | 吉安　正樹 | ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門部長（ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ）<br>兼．原子力強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ担当部長 |

４．議事概要

**【委員長あいさつ】**

委員会の開催にあたり，あいさつを申しあげる。

２０２１年度第２四半期決算については，第１四半期と同様に，収益の計上方法が変更となったことや，燃料価格上昇に伴う，燃料費調整制度の期ずれ影響などにより「減収・減益」となった。今後に向けては，燃料価格などの動向が不透明な状況にあることや，冬季の供給力確保に向け電力の調達費用の増加が見込まれることなどを踏まえ，収支の底上げを目指して，グループを挙げたより一層の収益拡大と徹底した効率化を進める。

島根２号機の原子炉設置変更許可申請については，９月１５日，原子力規制委員会から許可を受領した。これは，２号機の安全対策に関する基本方針や基本設計が新規制基準に適合しているとのご判断をいただいたものであり，再稼働に向けた大きな節目であると受け止めている。引き続き，「設置および工事計画の認可申請」等の審査や地元への説明に対して真摯に対応するとともに，今後も安全性の更なる向上を追求していく。

また，コンプライアンスの取組みについては，今年度も１１月のコンプライアンス強調月間において，社員一人ひとりにコンプライアンス意識を浸透させるとともに，不適切事案の未然防止を図ることを目的として，当社で実際に発生した事例にもとづく話合い研修を実施するなど，コンプライアンス推進施策を着実に行っている。

ご心配をおかけしている公正取引委員会による調査については，現在も継続中であり，引き続き，調査に協力し適切に対応していく。

## １．コンプライアンス推進の取組み状況について

島根原子力発電所における点検不備およびサイトバンカ建物の巡視業務の未実施に対する取組み状況，コンプライアンス推進施策の主な実施内容について説明した後，議論を行った。

〔主な意見〕

### （１）島根原子力発電所点検不備に対する取組み状況

・お客さま視点の価値観を認識する機会拡大のための地元行事や社会貢献活動への参加は，コロナ禍の中では難しい状況と察するが，島根原子力発電所再稼働に関する住民説明会を社員に傍聴させるなど，可能な努力をされているところは評価できる。

### （２）島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に対する取組み状況

・協力会社の原子力安全文化醸成に係る監視・評価の取組みについては，監視・評価にとどまらず，協力会社社員との対話を重視した取組みにより，課題の把握や改善に努めることが大切である。また，そのためには日常のコミュニケーションにより，課題を言い出しやすい環境・関係構築も重要と考える。より一丸となった安全文化醸成の取組みとなるよう引き続き取り組んでほしい

### （３）コンプライアンス推進施策の主な実施内容

**〇職場実態・社員意識調査**

・企業倫理相談窓口に関して「制度をよく知らない」との回答の多さについては，常に問題を抱える機会に遭遇しているわけではない社員にとって，制度の理解が不十分になっていると感じる。粘り強い周知が必要と考える。

**〇グループ会社の管理・指導**

・グループ会社の管理・指導について，中国電力ネットワーク並びに課題のあるグループ会社に対する親会社としての支援は丁寧に行われていると考える。

## ２．内部通報制度の運用状況について

２０２１年８月～１０月における内部通報制度の運用状況（通報件数：１１件）について説明した後，議論を行った。

〔主な意見〕

**〇所感**

・通報事案の対応については，概ね問題ない。

・業務解明に関する相談が多いことや中国電力ネットワークの窓口へ３件の相談等があったことは良いことであり，今後も増えていけば良いと思う。

**〇派遣社員が職域接種および在宅勤務の対象外であることについて**

➢ コロナ禍という，働き方が大きく変わる状況の中，先取りして施策を講じていくことは難しいことではあるが，多様な働き方への配慮が必要であると考える。また，匿名での通報ではあったが，在宅勤務については派遣元と覚書を締結すれば実施が可能なことを，派遣社員がアクセス可能な電子掲示板で再周知したことは適切な処置だったと思う。

**〇グループ会社におけるお客さまへのサービス終了に関する取扱いについて**

➢ 対応状況を見ると，お客さまへの誤発送も含め課題があるように感じる。今後はお客さまに対してわかりやすい表現・説明となるように努めるとのことであり，これに期待する。

以　上

（添付資料）

資　料　「コンプライアンス推進の取組み状況について」